

令和8年3月4日

外国人観光客を対象とした
ツアーオペレーター 事業者各位

京 都 市
〔担当：産業観光局観光MICE推進室〕
Tel : 075-746-2255

京都観光におけるマナー（ツーリストシップ^{※1}）に関する協力要請

京都市の観光客数は、令和6年に過去最高水準となる中、本年春の観光シーズンにも、多くの外国人観光客が本市を訪れることが予想されます。京都のまちが賑わうことは喜ばしいことではありますが、主要観光地をはじめとする地域にお住まいの方から、市バスへの乗車が困難になることや、ごみのポイ捨て、道路に広がっての歩行、路上喫煙等の観光課題を強く懸念する声^{※2}が出ている状況にあります。

とりわけ、祇園町南側地区にお住まいの方からは、住民の暮らしへの配慮や迷惑行為を絶対に行わないことを求める「メッセージ」（資料1参照）が発出されるとともに、ツアーで来られる観光客による道路に広がっての歩行、お茶屋等への無断立ち入り、芸舞妓の無断撮影、夜間等の静かな時間帯や、立ち止まって道を塞いでのツアー客への説明や、大声での説明等について、強く懸念されておられます。

また、昨今、嵐山や伏見稲荷大社の竹林の竹が落書きにより傷つけられる事案が頻発しているほか、違法タクシー（白タク）の摘発件数も増加傾向にあります。

こうした中、本市としては、観光客の皆様には、京都の魅力を共に維持・継承し、未来を創り上げていく関係者として、地域を思いやる、文化や環境を大切に行動するなどの「責任ある観光」が求められるという考えの下、観光マナーに関する周知・啓発等を進めているところでございます。

京都観光におけるマナー啓発・周知に関しては、各種媒体等を通じて発信しているところですが、外国人観光客に帯同されるガイドの方による、観光客への直接的な周知が、とりわけ効果的であると考えています。また、残念なことではありますが、市民の方から「問題行動を行う外国人観光客をガイドが容認している」との苦情^{※3}も、当室に届いています。

つきましては、観光事業者・ガイドの皆様、そして観光客の皆様に対して、別紙のとおり要請しますので、御理解・御協力のほど、よろしくお願い致します。

※1 一般社団法人ツーリストシップが提唱する言葉。スポーツマンシップの観光版で、旅先に配慮したり、貢献しながら、交流を楽しむ姿勢や行動を指す言葉。

（参考）<https://touristship.jp/>

※2 「京都観光に関する市民意識調査（令和7年）」において、約56%の市民が「観光客のマナー違反によって迷惑している」と回答。

※3 「無断で私有地に侵入する」、「信号を守らない」等の問題行為に関して、ガイド自身も私有地に侵入していたり、市民からの指摘に対して、「外国人は信号を守らないから」と言って問題行為を行う外国人観光客をガイドが容認しているとの苦情が当室に届いております。地域に配慮した観光に、何卒、御協力願います。

(別紙)

<観光事業者・ガイドの皆様をお願いしたい事項>

- 事業者・ガイドの皆様による観光マナーへの御理解および遵守をお願いします。
- 混雑している観光地では、道路通行者の支障とならないよう、ツアー客を道路上で長時間待たせたり、道をふさがせたりしないようにして下さい。
- 観光バスを利用する場合は、駐停車禁止場所(待機バス停内、バス専用レーン内、交差点内など)で観光バスを待機させないようにして下さい。また、観光バス駐車場を事前予約する等、計画的な旅程管理を徹底して下さい。
- 駐停車可能な場所であっても、旅客の速やかな乗降を促すとともに、学校や病院などの公共施設等の周辺における長時間の駐停車は避けるなど、地域住民の安心安全に配慮して下さい。

<観光事業者・ガイドの皆様から観光客の皆様へ周知をお願いしたい内容>

- 無料でダウンロード (<https://www.moral.kyokanko.or.jp/>のトップページ右上の「ダウンロード集」参照) できるマナー啓発ツールも活用いただき、以下の迷惑行為を抑えるよう、周知をお願いいたします。なお、私有地への無断立ち入り、器物損壊等の悪質なマナー違反は、本邦の法令に抵触し、京都府警察が対応する旨を「MIND YOUR MANNERS」(資料2参照) にも掲げております。

【迷惑行為(主なもの)】

- ・ 写真撮影(許可されていない場所での芸妓・舞妓の撮影、撮影禁止の社寺などの撮影)
- ・ 道をふさぐ行為(狭い道で広がるなど他の歩行者や車両の通行を妨げるような歩行)
- ・ 食べ歩き(混雑している観光地での食べ歩き、社寺など飲食を禁止している場所での飲食)
- ・ 私有地への侵入・落書き(線路や竹林への侵入、町家など私有地への侵入、文化財などへの落書き)
- ・ 路上喫煙・ごみのポイ捨て(本市条例により市内全域で禁止)

- 特に、昨今の状況を踏まえ、竹を傷付ける行為(資料3参照) や白タク(資料4参照) に関する注意喚起については、是非とも周知をお願いします。
- 大型手荷物(スーツケース等)を携行しての観光は、市バス車内の混雑や騒音等につながるため、宿泊施設への配送等の「手ぶら観光サービス」の利用(専用サイト：<https://hands-free.kyoto.travel/?lang=ja>) について周知ください。